

# 再生可能エネルギー設備導入支援事業

## 補助金申請の手引き

< 交付申請受付期間 >

2022年8月1日（月）～12月28日（水）

2022年8月

（お問合せ先）

再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金受付窓口  
（株式会社アイランド・ブレイン名古屋本社（愛知県業務委託先））

〒460-0003

愛知県名古屋市中区錦3-4-6

桜通大津第一生命ビル3F

TEL：052-747-7830

FAX：052-308-3580

メール：saiene-shien-aichi@islandbrain.co.jp

対応時間：2022年8月1日（月）～2023年3月31日（金）

平日（土曜、日曜、祝日及び年未年始

（2022年12月29日（木）～2023年1月3日（火）を除く））

9時00分～17時00分

## 《目次》

1. はじめに	3
2. 補助の目的	3
3. 補助対象事業者（申請者）	3
4. 補助対象事業	3
5. 補助金の額	6
6. 申請手続きの流れ	7
7. 補助対象事業者の県への協力	7
8. 交付申請	8
9. 交付決定	8
10. 実績報告	8
11. 補助対象設備の処分制限	9
12. 交付決定の取消及び補助金の返還	9
13. 再生可能エネルギー設備の導入による二酸化炭素削減量	9
14. 再生可能エネルギー設備の導入による工場又は事業場の二酸化炭素削減量算出シート	10

## 1. はじめに

再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、「愛知県補助金等交付規則（以下「規則」という。）」に定めるもののほか、「再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）」及び「再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金取扱要領（以下「取扱要領」という。）」に基づき実施するため、規則、要綱及び取扱要領をよく確認の上、交付申請や補助金受給手続きを実施してください。

## 2. 補助の目的

補助金は、大企業、中小企業等の事業者による再生可能エネルギー設備の導入事業に要する経費の一部を県が補助することにより、原油価格等の高騰に直面する事業者の化石燃料の消費を抑制するとともに、産業・業務部門における二酸化炭素排出量の削減を図ることを目的とします。

## 3. 補助対象事業者（申請者）（要綱第4条、取扱要領4）

補助対象事業者は、再生可能エネルギー設備を導入する大企業、中小企業等の事業者とします。

ただし、次の要件を満たすことが必要です。

- ①県税の滞納又は未申告がない者であること
- ②公序良俗に反する事業を行っていない者であること
- ③事業活動等を行うに当たって各種法令を遵守していること
- ④その他知事が不相当と認める者でないこと

## 4. 補助対象事業（要綱第4条、取扱要領5・別紙）

補助対象事業は、愛知県内の産業・業務用施設に対し、再生可能エネルギー設備を導入することにより、導入前の施設全体に比して二酸化炭素排出量を削減する事業とします。

また、以下の要件を満たすことが必要です。

- ①再生可能エネルギー設備は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法により認定された発電事業に用いるものでないこと。
- ②再生可能エネルギー設備から得られた電気又は熱は、当該設備を設置した工場又は事業場において補助対象事業者が自ら消費すること。
- ③再生可能エネルギー設備は、補助対象事業者の事業の用に供するものであること。
- ④再生可能エネルギー設備は、補助対象事業者が所有権を取得（割賦購入契約による所有権の取得を含む。）するものであること。
- ⑤再生可能エネルギー設備は、将来用設備及び予備設備等ではないこと。
- ⑥再生可能エネルギー設備は、中古品又はリース品でないこと。
- ⑦再生可能エネルギー設備は、法令に定められた安全上の基準等を満たしていること。
- ⑧再生可能エネルギー設備は、知事が過剰と判断した装備品等でないこと。
- ⑨再生可能エネルギー設備の設置工事は、建築物、電気設備等に関する関係法令に準拠したものであること。
- ⑩再生可能エネルギー設備の導入により、補助対象事業者の工場又は事業場における二酸化炭素排出量を削減するものであること。
- ⑪早期着手の承認を受けた場合を除き、補助金交付決定後に着手するものであること。

こと。また、2023年2月28日までに完了するものであること。

⑫愛知県の同一会計年度における他の助成・補助事業として採択される事業ではないこと。

さらに、以下の再生可能エネルギー発電等設備及び再生可能エネルギー熱利用設備は、種別毎に要件を満たす必要があります。

(1) 再生可能エネルギー発電等設備<sup>※1</sup>

種別	要件
太陽光発電	次の全ての要件を満たすものとする。 ①太陽電池出力が10kW以上であること。 ②太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所（JET）が定めるJETPVM認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議（以下「IEC」という。）のIECEE PV FCS制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること（認証の有効期限内の製品に限る。）。
風力発電	発電出力が1kW以上7,500kW未満（単機出力1kW以上）であること。
バイオマス <sup>※2</sup> 発電	次の全ての要件を満たすものとする。 ①発電出力が10kW以上であること。 ②バイオマス依存率 <sup>※3</sup> が60%以上であること。 ③副燃料として化石燃料を常時使用することを前提とするものでないこと（常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、スタートアップの時等に補助燃料として使用する場合は該当しない。）
水力発電	発電出力が1kW以上1,000kW以下（単機出力1kW以上）であること。
複数の組み合わせによる再生可能エネルギー発電	上記の発電設備の出力合計が10kW以上であること。
蓄電池	次の全ての要件を満たすものとする。 ①再生可能エネルギーを用いて発電する設備と併せて使用するものであること。 ②再生可能エネルギーを用いて発電する設備からの電気を、電力系統からの電気より優先的に蓄電すること。
水素関連設備	次の全ての要件を満たすものとする。 ①二酸化炭素排出実質ゼロ水素を製造・貯蔵・運搬（又は一体となって使用）するものであること。 ②水素を活用したエネルギーマネジメントシステムの構築のノウハウ又は特許を有し、かつそのシステムについて1年以上の運転実績のある事業者がシステム計画・仕様作成を行うこと。 ③二酸化炭素の排出削減を図ることができる事業であることを前提として、設備における水素等の利用割合は問わない。

エネルギーマネジメントシステム	<p>次の①又は②のいずれかを満たすこと。</p> <p>① 平時に省エネ効果（運用改善によるものを含む）が得られるとともに、熱源・ポンプ・照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できる機器であること。</p> <p>② システム内の発電量その他データに基づく需給調整の制御に必要な不可欠な機器であること。</p>
-----------------	---

(2) 再生可能エネルギー熱利用設備

種別	要件
太陽熱利用	<p>次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>① 太陽集熱器総面積が5㎡以上であること。</p> <p>② 太陽集熱器は、JIS4112で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有すること。</p>
地中熱利用※4	<p>次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>① 暖気・冷気、温水・冷水、不凍液の流量を調節する機能を有すること。</p> <p>② ヒートポンプを設置する場合は、熱供給能力が5kW以上（連結方式の場合は、設備全体の合算値とする。）であること。</p>
温度差熱利用※5	ヒートポンプを設置する場合は、熱供給能力が5kW以上であること。
バイオマス※2熱利用	<p>次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>① バイオマス依存率※3が60%以上であること。</p> <p>② バイオマスコージェネレーション（熱電併給）設備の場合は、発電出力が5kW以上であること。</p> <p>③ 副燃料として化石燃料を常時使用することを前提とするものでないこと（常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、スタートアップの時等に補助燃料として使用する場合は該当しない。）</p>

※1 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に係る事業計画策定ガイドライン（最新版）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。

※2 バイオマスとは、動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く）。

※3 バイオマス依存率は、次の算出式により計算すること。

$$[\text{算出式}] \quad \frac{\text{バイオマスの発熱量の総和}}{\text{バイオマス発熱量の総和} + \text{非バイオマス発熱量の総和}} \times 100$$

※4 昼夜間又は季節間の温度変化の小さい地中に存する熱を、暖房、冷房、給湯、融雪その他の用途に利用すること。

※5 河川水、下水、海水等の水を熱源とするものとして、その熱をヒートポンプ等で汲み上げることにより、給湯・暖房・冷房等の用途に利用すること。

## 5. 補助金の額（要綱第4条・別表1）

補助金の額は、補助対象事業者の種別に応じて以下の表に示す補助率及び補助限度額等を用いて算出した額とします。

補助対象経費	設計費、設備費及び工事費	
補助率	大企業	1 / 2
	中小企業等の事業者	2 / 3
補助限度額	大企業	7,500万円
	中小企業等の事業者	1億円
補助金の額	次の(1)と(2)と(3)とを比較して最も少ない額（1万円未満切り捨て）を補助金の額 <sup>※</sup> とする。 (1) 補助対象経費に補助率を乗じて得た額 (2) 補助限度額 (3) 太陽光発電設備を設置する場合にあっては、太陽光発電出力(kW)に、1kWあたり23万3千円と所定の補助率（1 / 2又は2 / 3）とを乗じて得た額 <sup>※</sup> 補助対象事業について国又は他の地方公共団体から助成・補助金の交付を受ける場合にあっては、当該助成・補助金の額を控除した額とする。	

※1 補助対象事業者は、補助対象事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、競争に付さなければならない。ただし、当該補助対象事業の運営上、競争に付すことが著しく困難又は不相当である場合はこの限りでない。

※2 設計費は、補助対象事業の実施に必要な機械装置等の設計に必要な費用をいう。

設備費は、補助対象事業の実施に必要な機械装置等の購入、製造、据付け等に必要な費用（ただし、土地の取得及び賃借に係る費用を除く。）をいう。

工事費は、補助対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事の費用をいう。

※3 「中小企業等の事業者」とは、県内に工場又は事業場を有している者で、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、国、地方公共団体並びに国又は地方公共団体が出資する団体を除く。

ア 中小企業信用保険法第2条第1項第1号に規定する会社若しくは個人（同項第2号に規定する政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。）又は同項第2号から第11号までに掲げる中小企業者（みなし大企業は除く。）

イ その他知事が認める者であって、常時使用する従業員の数が300人以下のもの。

「大企業」とは、中小企業等の事業者に該当しない者をいう。

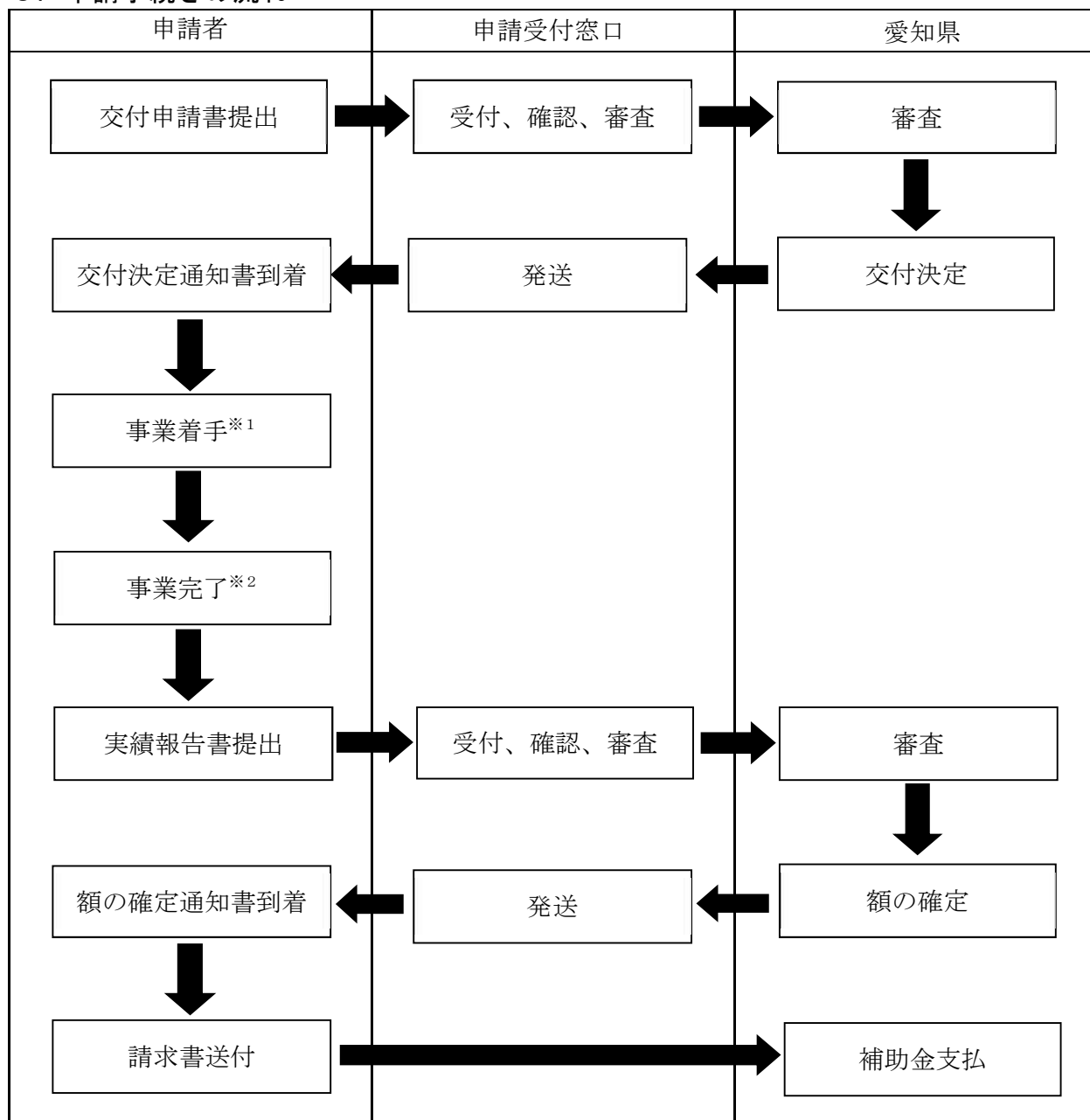
※4 以下の経費については補助対象外とする。

- ・ 既存設備・システムの解体・撤去・移設に係る経費
- ・ 消費税及び地方消費税

※5 補助限度額は一事業者あたりの補助限度額とする。

※6 補助金の額の確定にあたっては、補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合にあっては、当該変更後の額）を超えないものとする。

## 6. 申請手続きの流れ



※<sup>1</sup> 交付決定前に事業に着手する場合には、早期着手協議書（取扱要領別記様式1）を提出し、早期着手の承認を受けなければならない。

※<sup>2</sup> 補助対象事業の内容を変更（中止・廃止）しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ変更（中止・廃止）承認申請書（要綱様式第4・第5）を提出し、承認を受けなければならない。

## 7. 補助対象事業者の県への協力（取扱要領9）

- ・県が本事業の適正執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。
- ・県から発電量及び工事の内容等に関する情報を提供するように求められた場合は、これに協力すること。
- ・県が普及啓発に係る事例として事業者名、事業内容等を公表しようとする場合は、これに同意すること。
- ・その他目的の達成のために県が実施する活動に協力するよう努めること。

## 8. 交付申請

### (1) 受付期間

2022年8月1日(月)～12月28日(水)

[注意] 受付期間を過ぎた後に到着した書類は、受理できませんのでご注意ください。

### (2) 提出方法

郵送(一般書留又は簡易書留)又は持参

### (3) 提出書類

- ・再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金交付申請書(要綱様式第1)
- ・添付書類
  - ① 事業計画書(要綱様式第1-1又は様式第1-2(複数の設備を導入する場合には、設備ごとに作成してください)、二酸化炭素削減量算出シート(13参照)含む)
  - ② 補助対象経費に係る見積書(原本又は写し。原則2者以上。発行後3ヶ月以内のもの)
  - ③ 導入機器のカタログ等
  - ④ 図面(全体配置図、導入機器据付図)
  - ⑤ 登記事項証明書(原本1部)(個人事業者の場合は営業届出済証明書。発行後3ヶ月以内のもの)
  - ⑥ 決算報告書及び確定申告書の写し(直近1年分。事業実績が確認できるもの)
  - ⑦ 取扱要領別紙の設備の要件を満たすことを証する書類
  - ⑧ その他必要に応じて知事が指示する書類

### (4) 提出先

再生可能エネルギー設備導入支援受付窓口

(株式会社アイランド・ブレイン名古屋本社)

〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦3-4-6 桜通大津第一生命ビル3F

受付時間: 平日(土日祝日除く) 9時00分～17時00分

### (5) 注意事項

予算の範囲内で先着順により補助対象者を決定し、交付申請総額が予算額に達した日をもって受付を終了します。

受付終了日に交付申請書を受理された申請者については、抽選により補助対象事業者を決定します。

なお、抽選から漏れた申請者については、補欠として交付申請書を受け付け、先順位の補助対象者が交付申請を取り下げた場合などに、補助対象者とします。

## 9. 交付決定

補助金の交付決定は、再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金交付決定通知書(要綱様式第2)により行います。

## 10. 実績報告

### (1) 受付期間

補助対象事業の完了の日から30日を経過した日、または2023年2月28日(火)のいずれか早い日まで

[注意] 受付期間を過ぎた後に到着した書類は、受理できませんのでご注意ください。



## (2) 提出方法

郵送（一般書留又は簡易書留）又は持参

## (3) 提出書類

- ・再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金に係る補助対象事業実績報告書（要綱様式第7）
- ・添付書類
  - ① 事業実績書（要綱様式第7-1又は様式第7-2（複数の設備を導入する場合には、設備ごとに作成してください））
  - ② 決算証拠書類（契約書（請書）の写し、領収書等（施工業者への支払いが確認できるもの）、納品書）
  - ③ 補助対象事業の実施状況を示すカラー写真（工事前、工事完了後、銘板（文字が明確に読み取れるもの））
  - ④ その他知事が必要と認めるもの

## (4) 提出先

再生可能エネルギー設備導入支援受付窓口  
（株式会社アイランド・ブレイン名古屋本社）

〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦3-4-6 桜通大津第一生命ビル3F

受付時間：平日（土日祝日、年末年始（12月29日（木）～1月3日（火）を除く））9時00分～17時00分

## 11. 補助対象設備の処分制限（規則第20条、要綱13条）

補助対象事業者は、知事の承認を受けずに取得した補助対象財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはいけません。

ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める期間を経過した場合は、この限りではありません。

## 12. 交付決定の取消及び補助金の返還（規則第16条・17条）

補助対象事業者が、補助対象事業に関して規則、要綱及び取扱要領等に違反したときは、補助金の交付決定を取り消す場合があります。

交付決定を取り消した場合、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を請求します。

## 13. 再生可能エネルギー設備の導入による二酸化炭素削減量

再生可能エネルギー設備の導入による工場又は事業場の二酸化炭素削減量については、次ページの算出シートを参照して作成してください。

再生可能エネルギー設備の導入による  
工場又は事業場の二酸化炭素削減量算出シート

[再生可能エネルギー発電設備（太陽光、風力、バイオマス、水力）の場合]

年間発電量 <sup>※1</sup> (MWh)	×	排出係数 <sup>※2</sup> (t-CO <sub>2</sub> /MWh)	=	CO <sub>2</sub> 排出削減量 (t-CO <sub>2</sub> )
		0.379		

※1 発電設備の年間発電量は、メーカー公称値等を用いてください（メーカー公称値が記載されたパンフレット等を添付してください）。

※2 発電設備の導入により使用量が減少する系統電気の排出係数（中部電力ミライズ株式会社の2020年度CO<sub>2</sub>排出係数（調整後）0.379 t-CO<sub>2</sub>/MWhを用いてください。）

[再生可能エネルギー熱利用設備の場合]

年間発熱量 <sup>※1</sup> (GJ)	×	排出係数 <sup>※2</sup> (tC/GJ)	×	換算係数 (tCO <sub>2</sub> /tC)	=	CO <sub>2</sub> 排出削減量 (t-CO <sub>2</sub> )
				44/12		

※1 熱利用設備の年間発熱量は、メーカー公称値等を用いてください（メーカー公称値が記載されたパンフレット等を添付してください）。

※2 再生可能エネルギー熱利用設備の導入により使用量が減少する都市ガス、灯油等の排出係数（下表の値を用いてください）

対象となる排出活動	区分	単位	値
燃料の使用	原料炭	tC/GJ	0.0245
	一般炭	tC/GJ	0.0247
	無煙炭	tC/GJ	0.0255
	コークス	tC/GJ	0.0294
	石油コークス	tC/GJ	0.0254
	コールタール	tC/GJ	0.0209
	石油アスファルト	tC/GJ	0.0208
	コンデンセート(NGL)	tC/GJ	0.0184
	原油(コンデンセート(NGL)を除く。)	tC/GJ	0.0187
	ガソリン	tC/GJ	0.0183
	ナフサ	tC/GJ	0.0182
	ジェット燃料油	tC/GJ	0.0183
	灯油	tC/GJ	0.0185
	軽油	tC/GJ	0.0187
	A重油	tC/GJ	0.0189
	B=C重油	tC/GJ	0.0195
	液化石油ガス(LPG)	tC/GJ	0.0161
	石油系炭化水素ガス	tC/GJ	0.0142
	液化天然ガス(LNG)	tC/GJ	0.0135
	天然ガス(液化天然ガス(LNG)を除く。)	tC/GJ	0.0139
コークス炉ガス	tC/GJ	0.0110	
高炉ガス	tC/GJ	0.0263	
転炉ガス	tC/GJ	0.0384	
都市ガス	tC/GJ	0.0136	

[蓄電池、エネルギーマネジメントシステム、水素関連設備の場合]

蓄電池、エネルギーマネジメントシステム、水素関連設備を単体導入する場合は、工場又は事業場の二酸化炭素排出量を削減できることをお示しください（様式自由）。